第十六号様式中「地理試験受験申請書」を「受験申請書」に、「地理の」を「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する」に改める。

第十七号様式中「地理試験合格証」を「合格証」に、「地理の」を「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する」に改め、「地方運輸局長名」の次に「、登録実施機関名」を加え、同様式の次に次の一様式を加える。

第十七条の二様式〔第39条〕

科目合格通知書

氏　　名

生年月日

上記の者は、　　年　　月　　日に実施したタクシー事業適正化特別措置法の規定に基づく　　地域に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験科目のうち（1　法令、安全及び接遇　2　地理）について合格点を得たことを通知する。

年　　月　　日

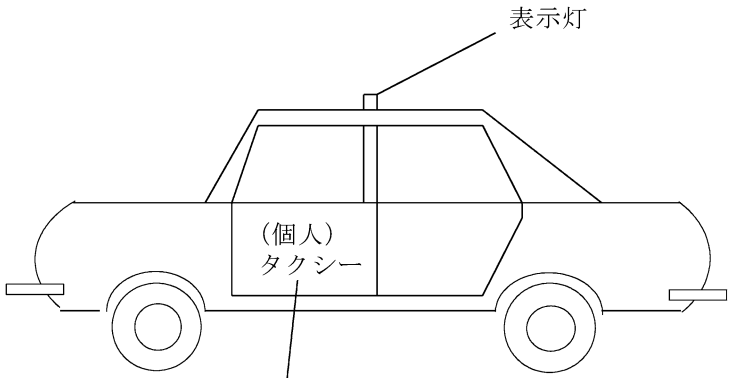
地方運輸局長名、登録実施機関名又は適正化事業実施機関名　　印

注　(1)　試験科目の番号が付されている事項は、該当する番号を○で囲むこと。

(2)　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

別表を次のように改める。

別　表〔第29条〕



「タクシー」、「ＴＡＸＩ」又は「個人」

注　(1)　「タクシー」、「ＴＡＸＩ」又は「個人」の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。

(2)　表示灯は、自動車の屋根の上に自動車の前後から見易いように装着すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（合格者に関する経過措置）

2　一の特定指定地域で行われたこの省令による改正前のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第三十九条第一項に規定する地理の試験に合格した者は、当該特定指定地域で行われるこの省令による改正後のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第三十九条第一項第二号に掲げる科目について合格点を得た者とみなし、その申請により、同号に掲げる科目に係る試験を免除する。